

# SMS ASP 会員利用規約

## 第1条 名称

株式会社エスエムエス（以下「当社」という）が保有する会員制マニフェスト管理システムサービスをエスエムエス エーエスピー（以下「SMS ASP」という）と称する。

## 第2条 SMS ASPの主催、運営管理、運営管理責任

SMS ASPの主催、運営管理は当社又は当社が指定する者がこれを行う。

当社は、JWNETに登録される情報と同一の情報及び各種付加情報を当社のデータセンターで管理し、会員の要請に応じてその情報を提供するものとする。

当社はSMS ASPの利用により会員に発生した損害に対し、当社の故意あるいは重大なる過失を原因とする場合を除き、いかなる責任も負わないものとする。

## 第3条 約款の適応

当社は、本約款を定め、これによりSMS ASPを提供する。本約款は、契約者と当社との間の、SMS ASPに係わる一切の關係に適応する。

## 第4条 約款の変更

当社は、契約者の了承を得ることなく本約款を変更することがあり、契約者はこれを承諾する。

約款が変更された後のSMS ASPに関わる料金その他の提供条件は、変更後の約款による。本約款を変更するときは、当社の提供する手段を通じて随時発表する。

## 第5条 SMS ASPの内容

SMS ASPとは、会員が行うべき電子マニフェストの発行、運搬終了報告、処分終了報告等の業務を当社ASPサーバーに登録しネットワークシステムを利用して行い、紙マニフェスト及び電子マニフェストデータをJWNETに登録するサービス全般をいう。

SMS ASPは会員のJWNETへの報告行為の仲介を担うサービスであり、報告する廃棄物情報等の内容については全て会員の責に帰する。また、既にJWNETに登録されたデータ情報の削除・変更等については原則として会員が自ら行うものとする。

SMS ASPの利用時間は、原則24時間365日とするが、JWNETサーバーが停止している場合や定期的及び緊急的なシステムメンテナンス等の理由により、サービスを停止することができる。

当社がSMS ASPの内容の変更を必要と判断した場合は、会員に通知することなく、その必要な変更を行うことができる。

#### 第6条 利用申し込み

SMS ASPの利用申し込みは、当社所定の申し込み方式を利用し、必要事項を記入し当社に提出することとする。

#### 第7条 利用契約の成立

利用契約は、第6条に定める利用申し込みに対して、当社がこれを承諾したときに成立する。以下のいずれかに該当する場合は、利用契約の申し込みを承諾しないことがある。申し込み承諾後であっても以下のいずれかに該当することが判明した場合は、当社は承諾を取り消すことができ、その場合、すでに支払われた料金は、いかなる名目のものであっても一切返金いたしません。

- (1) 利用契約の申し込み用紙に、虚偽の事項を記載したことが判明した場合。
- (2) 当該申し込みに係わる利用契約上の義務を怠るおそれがあるとき。
- (3) 申込者が当該申し込みに係わる契約上の債務の支払いを怠るおそれが明らかであるとき。
- (4) その他当社が、利用契約の締結を適当で無いと判断したとき。

#### 第8条 利用期間及び起算日、利用契約の継続

SMS ASPの最低利用期間は、6ヶ月とする。

利用期間の起算日については、入金の確認を行った日付から行うこととする。

最低利用期間終了日の1ヶ月前までに、契約者から解約の申し出がない場合、契約は、同一条件にて月単位にて自動更新されるものとする。

但し、ソフトレンタル契約においては3年契約とし年単位にて自動更新されるものとする。

#### 第9条 入会金・年会費・利用料等

- (1) SMS ASPの料金体系については別途料金体系に定める。
- (2) 会員はSMS ASPに入会したときは当社に入会金を支払わなければならない。
- (3) 入会金及び利用料等はいかなる理由を問わず返還しないものとする。
- (4) 会員料金等は、当社が規定する方法で支払うものとする。
- (5) 会員は入会金、利用料等に係る消費税・振込み手数料等を負担するものとする。
- (6) 契約者が最低利用期間未満の途中で解約する場合も返金は致しません。

#### 第10条 延滞利息

契約者がSMS ASPの利用料金等の支払いを、請求書に指定した期日までにその料金を支払わないときは、支払期日の翌日から起算して、支払った日の前日までの期間について年14.5%の割合で計算して得た額を延滞利息として支払う。

契約者は、SMS ASPの利用料金等の支払いを金融機関口座から自動引落にて行う場合、契約者の残高不測により引落不能となった場合には、当社が定める再請求手数料を支払わなければならない。

#### 第 11 条 消費税

契約者が当社に対して利用契約に基づく支払いを行う場合において支払いを要する額は、別に定める料金の額に消費税相当額を加算した額とする。

#### 第 12 条 所有権

SMS ASP を構成するすべてのプログラム、ソフトウェア、サービス、手続き、商標、商号、また付随する技術全般は株式会社エスエムエスに帰属するものとする。

会員は SMS ASP 上にアップロードした情報又はファイルについて、データ保守の目的において、複製しバックアップする権利を当社もしくは当社が別途任命する管理者に与えるものとする。

会員は、アップロードした情報又はファイルについて、会員の責に帰すべき事由により生じた障害に対して法的責任を負うものとする。

#### 第 13 条 会員種類

SMS ASP の会員は排出事業者会員、運搬事業者会員、処分事業者会員の 3 種類とする。

#### 第 14 条 会員

当社指定の SMS ASP 入会手続きを経て次の各号の条件を備えていることが確認され、入会審査・承認を得た事業者とする。

- (1) JWNET に排出事業者として登録し、JWNET の加入者番号及びパスワードを所有していること。
- (2) SMS ASP のサーバーを JWNET の EDI 接続サーバーとして登録することが可能であること。

#### 第 17 条 権利譲渡の禁止

契約者は、SMS ASP の提供を受ける権利を第三者に譲渡若しくは使用させたり、売買、質権の設定その他の担保に供するなどの行為はできません。

#### 第 18 条 契約の解除

契約者は、その利用契約を解除する場合は、解除する月の 1 ヶ月前に、当社指定の方式で、当社にその旨申しでなければならない。当社は、解約の申し出を受け取ってから、10 営業日以内に、当社所定の方式にて、契約者へ受理・不受理の結果と受理の場合は、解約日を通知します。

利用契約の解除は、解除する月の月末に行われるものとする。利用料金の未払い金がある場合は、利用契約を解除する月の利用料金と合わせ一括にて支払うものとする。

#### 第 19 条 契約事項の変更

契約者は、その氏名、商号、代表者、住所、電話番号、電子メールアドレスおよび支払い方法や、引落口座等、SMS ASP を利用する際に、当社に届けている事項に変更があったときは、当社所定の方式により速やかに当社に届けることとする。

#### 第 20 条 禁止事項

契約者は、SMS ASP を利用して以下の行為を行ってはならない。

- (1) 自分もしくは他人の ID 及びパスワードその他の情報を、故意に第三者に公開すること。
- (2) 法令通知類、条例及び条約に違反する行為又は違反のおそれのある行為。
- (3) 事実と反する情報を提供する行為。
- (4) 他者もしくは当社に対し、その業務を妨害し、又は、他者もしくは当社が保有するデータ等を破壊、改ざんする目的で作成された有害なコンピュータプログラム等を送信する行為又はそのおそれのある行為。
- (5) 他者もしくは当社の保有するコンピュータに許可無く不正に接続する行為。
- (6) ユーザ ID 及びパスワードを不正に使用する行為。
- (7) SMS ASP の未公開情報を故意に他人に公開する行為。
- (8) SMS ASP の信用を毀損したり運営を妨げる行為。
- (9) 本規約及びこれに付随する諸規則に違反する行為。
- (10) その他、当社が不適切と判断する行為。
- (11) 国内外の諸法令または公序良俗に反する行為。
- (12) 犯罪的行為に結びつく行為。
- (13) 他者もしくは当社に対し、その業務を妨害し、不利益または損害を与える行為。
- (14) そのほか当社が契約者として不適当と判断した行為。

当社が前項の禁止事項に該当すると判断した場合は、契約者の承諾無く情報の削除を行うものとする。また警告後も同等の禁止事項を行った場合は、契約者の SMS ASP をすべて停止することができる。

#### 第 21 条 利用の停止、強制解約

当社は、契約者が次のいずれかに該当する場合には、利用契約に基づくサービスの利用を事前に通知することなく、利用の停止または解約をすることがある。

- (1) 契約者が、当契約に係わる契約上の責務の支払いを怠ったとき。
- (2) 第 20 条（禁止事項）に定める行為を行ったとき。
- (3) 契約者が本約款に違反した場合において、当社が違反者に対して相当期間を定めて違反の是正を求める通知をしたにもかかわらず、違反者が、当該期間内に違反状態を是正しない場合。
- (4) 当社からの電子メールによる問い合わせに対し、契約者が発信者もしくは当社に対して当該電子メールの通知後、相当期間内になんらかの応答を行わない場合、または登録された電子メールアドレスが有効でないとき。
- (5) 当社が提供するサービスの利用に関し、直接又は間接に当社又は第三者に対し重大な支障（設備やデータ等の損壊を含むがそれに限定されない）を与えたとき。
- (6) そのほか当社が契約者として不適当と判断したとき。

#### 第 22 条 利用の中止

当社は、次の項目に該当する場合には、利用契約に基づくサービスの提供を中止することができる。

- (1) 当社、当社が利用する電気通信設備の保守、点検、工事のためにやむを得ないとき。
- (2) 当社、当社が利用する電気通信設備の障害等やむを得ないとき。
- (3) 停電、火災、天災、戦争、動乱、労働争議などにより、サービスの提供が困難なとき。
- (4) SMS ASP が、サービス提供において、当社が利用する電気通信事業者が電気通信サービスを中止する場合。
- (5) 第 24 条（サービスの廃止）の規定によるとき。
- (6) その他当社が、一時的な中断が必要と判断したとき。
- (7) 電子マニフェスト（JWNET）のサービスが停止したとき。

#### 第 23 条 通信利用の制限

契約者が当社の電気通信設備に過大な負荷を生じさせ、他の契約者の利用に支障を生じさせるか、もしくはそのおそれがあると当社が判断した場合には、当社は当該契約者のサービス利用を制限することがあります。

#### 第 24 条 サービスの廃止

当社は都合により利用契約に基づく SMS ASP の一部もしくは全部を廃止することがあります。

電子マニフェスト（JWNET）のサービスの終了等、SMS ASP の提供が困難となった場合。

その他当社の経営上の判断により SMS ASP を終了するとき。

当社は、前項の規定によりサービスの利用を廃止するときは、契約者に対し廃止する 1 ヶ月前に当社の提供する手段によりその旨を通知いたします。ただし当社が急を要すると判断したときは、事前連絡なしにサービスを廃止することがあります。

第 1 項の規定によりサービスを廃止するに当たり、契約者が支払い済みの利用料がある場合は、返金は致しません。

#### 第 25 条 会員の義務

- (1) 会員は、本規約、個別規定及びこれに付随する諸規則を遵守しなければならない。
- (2) 会員は、廃棄物処理法を遵守し、廃棄物の管理及び処理を行わなくてはならない。
- (3) 契約者は当社から発行された各種アカウントおよびパスワードについて適切に管理する責任を負います。

#### 第 26 条 免責事項

当社は SMS ASP の利用により会員に発生した損害に対し、いかなる責任も負わないものとする。

万が一当社の過失により会員に発生した損害に対する賠償額の上限は、入会金相当額とする。

SMS ASP の利用による会員相互間もしくは会員と第三者との間で生じた紛争には、当社は一切の責任を負わないものとする。

当社は経営上等のやむを得ない事由により SMS ASP を廃止する場合は免責されるものとする。

当社は SMS ASP の利用によって得る情報の正確性、完全性、有用性に万全を期すものとするが、会員が SMS ASP の利用及び付加サービスによって得た情報の信憑性、記録結果、計算結果等（コンピュータプログラムを含む。）について何らの保証責任も負わないものとする。また、これらの結果に起因して生じた一切の損害等に対しても、何らの責任を負わないものとする。

当社は設備については信頼性を保つために万全を期すものとするが、天災地変、通信回線が利用不能の場合、JWNET 側のサーバーが停止した場合及びその他事故によるデータの消失等により業務が履行できない場合、責任を負わないものとする。

当社は、会員の廃棄物処理法及びその他関係法令に基づく廃棄物処理の義務・責務の履行に関しては、不可抗力による事故の発生、会員の責務不履行を問わず一切の責任を負わないものとする。当社は、サーバーが適切な機能を維持するよう努めますが、当社のサーバーに蓄積したり交換する情報が失われた場合、あるいはその機能が利用できなかった場合に、契約者もしくは第三者に損害が発生したとしても当社は免責されるものとします。

#### 第 27 条 損害賠償請求

契約者が本約款に違反したことにより当社に損害を与えた場合、当社は当該契約者に対して損害賠償を請求できるものとする。

#### 第 28 条 誠実義務

本規約の諸規定に基づく当社と会員間の問題点、会員相互間の問題点については、それぞれ誠実に話し合って解決するものとする。

#### 第 29 条 紛争の解決方法

本規約の諸規定によるあらゆる紛争は、弁護士会の仲裁手続きに付するものとする。ただし、当社は訴訟による紛争解決を選択することができ、その場合は和歌山地方裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

#### 付 則 本規約の発効

本規約は本則中第 7 条に定める会員資格の有効時より効力を発する。